

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく、
歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準について

都市計画・歴史的風土分科会

標記については、下記のとおり、歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準に、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建造物の保存のために必要な建築物を追加すること等が妥当である。

記

- 1 歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準に、景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物を追加する。（古都保存法施行令第6条第1号二(2)）
- 2 歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準に、景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な工作物を追加する。（古都保存法施行令第6条第4号八(2)）
- 3 歴史的風土特別保存地区内（第2種歴史的風土保存地区を除く。）における行為の許可基準のうち木竹の伐採に係る許可基準について、林業を営むために行う森林の皆伐について、森林の状況に応じ、5ヘクタールを上限として、面積に係る許可要件の緩和を行う。（古都保存法施行令第6条第8号ロ）